

全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いに関するアンケート結果

調査概要

(調査対象)

	対象数	回収数	回収率
教育委員会（悉皆）	1788	1732	97%
都道府県教育委員会	47	47	100%
市町村教育委員会	1741	1685	97%
首長（悉皆）	1789	1626	91%
都道府県知事	47	45	96%
市町村長	1742	1581	91%
学校（抽出）※	1000	985	99%
小学校	500	496	99%
中学校	500	489	98%
保護者（※の学校の小学校第6学年、中学校第3学年の保護者から抽出）	12773	10377	81%

(調査内容)

- I. 全国学力・学習状況調査の「各学校の結果の公表」について
 - ◇ 「各学校の結果」を公表できることとする範囲
 - ◇ 回答理由や公表にあたっての留意事項
 - ◇ 仮に取扱いを変更した場合の平成26年度調査参加への支障（教育委員会のみ）

- II. 全国学力・学習状況調査の「各市町村の結果の公表」について
 - （Iと同様の内容）

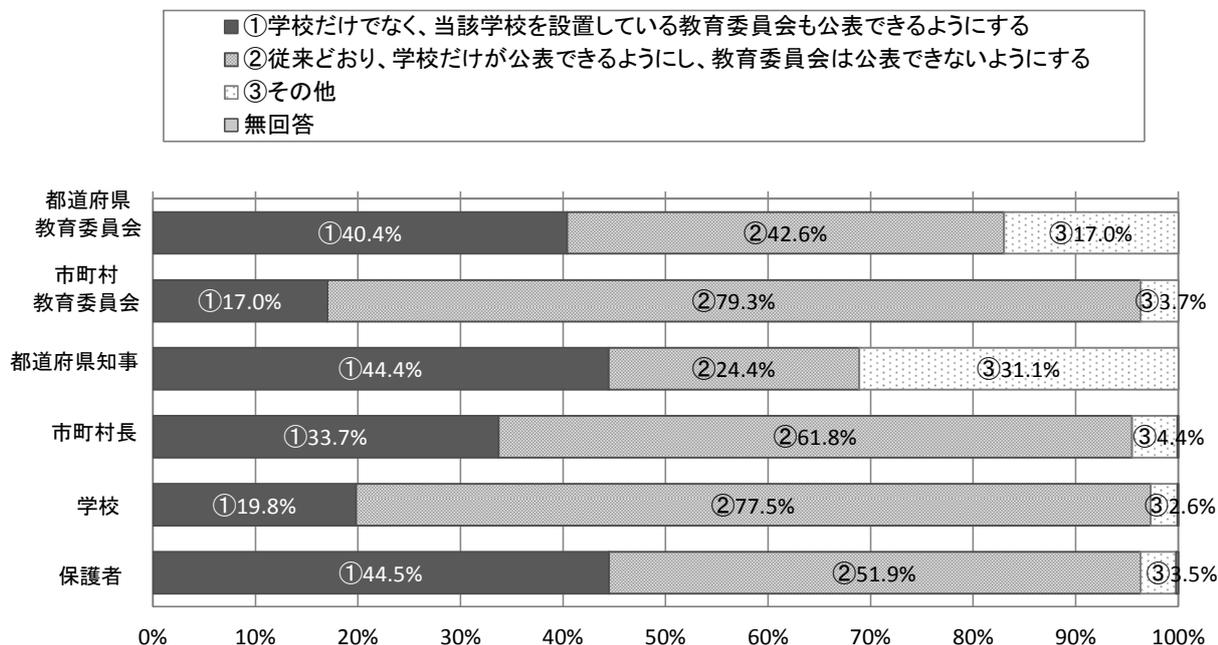
(調査時期)

平成25年7月

調査結果

I. 全国学力・学習状況調査の「各学校の結果の公表」について

1 「各学校の結果」は、誰が公表できるようにすることが適当だと考えますか



	教育委員会		都道府県知事	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村				
①学校だけでなく、当該学校を設置している教育委員会も公表できるようにする	19 40.4%	286 17.0%	20 44.4%	533 33.7%	195 19.8%	4618 44.5%
②従来どおり、学校だけが公表できるようにし、教育委員会は公表できないようにする	20 42.6%	1337 79.3%	11 24.4%	977 61.8%	763 77.5%	5382 51.9%
③その他	8 17.0%	62 3.7%	14 31.1%	70 4.4%	26 2.6%	361 3.5%
無回答	- -	- -	- -	1 0.1%	1 0.1%	16 0.2%
合計	47 100.0%	1685 100.0%	45 100.0%	1581 100.0%	985 100.0%	10377 100.0%

※上段：実数、下段：割合（以下同じ）

（「③その他」の主な記述）

- ・設置管理者も公表できるようにする場合は公表に当たってのガイドラインを示す必要がある。
- ・教育委員会と学校が協議して決定する。
- ・学校自らが原則公表する仕組みとする。
- ・教育委員会のみが公表できるようにする。
- ・国が公表するかしないかの統一の方針を示す。
- ・国が公表する。
- ・首長も公表できるようにする。または、首長と教育委員会が協議して決定する。
- ・学校の結果（特に数値）は公表しないこととする。

2(1) 1の質問で①(学校だけでなく、当該学校を設置している教育委員会も公表できるようにする)と回答した理由(複数回答)

	教育委員会		都道府県	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村	知事			
①全国学力・学習状況調査も定着してきており、自治体の判断に任せた方がよい	11 57.9%	109 38.1%	12 60.0%	222 41.7%	73 37.4%	769 16.7%
②教育委員会には設置する学校の状況や自らの教育施策についての説明責任がある	16 84.2%	244 85.3%	17 85.0%	426 79.9%	148 75.9%	2344 50.8%
③同じ市町村内で学校ごとに公表の有無や方法が違くと、市町村内の状況が分かりづらい	6 31.6%	146 51.0%	6 30.0%	259 48.6%	112 57.4%	3077 66.6%
④その他	1 5.3%	12 4.5%	2 10.0%	18 3.4%	3 1.5%	99 2.1%
無回答	- -	4 1.4%	- -	8 1.5%	4 2.1%	325 7.0%
合計	19 100.0%	286 100.0%	20 100.0%	533 100.0%	195 100.0%	4618 100.0%

※1の質問で①と回答した票を母集団とする

(「③その他」の主な記述)

- ・調査への参加を決定している市町村教育委員会の責任で判断することが適当。
- ・地域が一体となって取り組むため。

2(2) 教育委員会が学校の結果を公表する際に気を付けた方がよいこと(複数回答)

	教育委員会		都道府県	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村	知事			
①提供された結果だけではなく、分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すことが必要である	18 94.7%	205 71.7%	18 90.0%	387 72.6%	137 70.3%	3223 69.8%
②調査結果は、学力の特定の一部分や学校の教育活動の一側面であることを説明することが必要である	17 89.5%	218 76.2%	15 75.0%	348 65.3%	149 76.4%	1551 33.6%
③児童生徒数が少人数の学校については個人が特定されるおそれがあるため配慮が必要である	19 100.0%	205 71.7%	16 80.0%	330 61.9%	130 66.7%	2189 47.4%
④その他	2 10.5%	20 7.0%	2 10.0%	21 3.9%	6 3.1%	61 1.3%
無回答	- -	5 1.7%	1 5.0%	22 4.1%	6 3.1%	383 8.3%
合計	19 100.0%	286 100.0%	20 100.0%	533 100.0%	195 100.0%	4618 100.0%

※1の質問で①と回答した票を母集団とする

(「③その他」の主な記述)

- ・教育委員会と学校の間で事前に公表の仕方の共通理解を持つことが必要。
- ・学力偏重にならないような公表の仕方とすることが必要。
- ・単なる平均正答率だけではなく児童生徒の結果の分布なども併せて示すことが必要。
- ・数値については公表を控える。
- ・結果には地域性・環境が反映されるが、対外的には説明しづらい面もあることに留意。

3 1の質問で②（従来どおり、学校だけが公表できるようにし、教育委員会は公表できないようにする）と回答した理由（複数回答）

	教育委員会		都道府県 知事	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村				
①学校や地域の序列化につながる	17 85.0%	1201 89.8%	8 72.7%	859 87.9%	679 89.0%	2861 53.2%
②学校が全国学力・学習状況調査偏重になり、調査対策に偏った授業になる	11 55.0%	807 60.4%	6 54.5%	599 61.3%	504 66.1%	3173 59.0%
③その他	6 30.0%	179 13.4%	4 36.4%	104 10.6%	85 11.1%	317 5.9%
無回答	- -	4 0.3%	- -	2 0.2%	2 0.3%	112 2.1%
合計	20 100.0%	1337 100.0%	11 100.0%	977 100.0%	763 100.0%	5382 100.0%

※1の質問で②と回答した票を母集団とする

（「③その他」の主な記述）

- ・小規模校については個人が特定されるおそれがある。
- ・学校によって状況（地域性、学級規模、子供の家庭状況、特別な支援が必要な児童生徒の状況等）が異なるため、一概に比較できない。
- ・相対評価である調査結果のみによって学校の教育が判断されるおそれがある。
- ・学校や地域に対する偏見につながる。子供が劣等感を感じるおそれがある。
- ・住民の転出入や住宅販売への影響。

4 仮に平成26年度の全国学力・学習状況調査において、教育委員会も設置する学校の結果を公表できるようにした場合、調査に参加することに支障はありますか（都道府県・市町村教育委員会のみへの質問）

	教育委員会	
	都道府県	市町村
①支障がある	10 21.3%	289 17.2%
②支障はない	15 31.9%	384 22.8%
③現時点では分からない	12 25.5%	649 38.5%
無回答	10 21.3%	363 21.5%
合計	47 100.0%	1685 100.0%

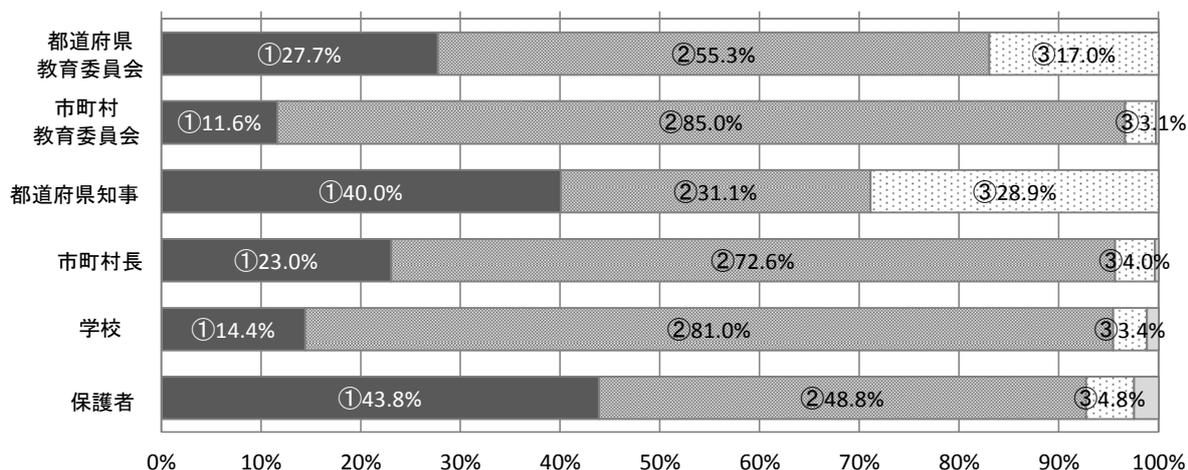
（「①支障がある」と回答した主な理由）

- ・序列化や過度な競争につながる。
- ・調査偏重または順位偏重になる。
- ・情報公開請求等で実質的に公開しないとの判断ができない状況になる。
- ・小規模校の結果の取扱いに懸念がある。
- ・参加しない市町村が出てくると都道府県全体の状況の把握ができなくなる。

II. 全国学力・学習状況調査の「各市町村の結果の公表」について

1 「各市町村の結果」は、誰が公表できるようにすることが適当だと考えますか

■ ①市町村教育委員会だけでなく、都道府県教育委員会も公表できるようにする
■ ②従来どおり、市町村教育委員会だけが公表できるようにし、都道府県教育委員会は公表できないようにする
□ ③その他
□ 無回答



	教育委員会		都道府県知事	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村				
①市町村教育委員会だけでなく、都道府県教育委員会も公表できるようにする	13 27.7%	195 11.6%	18 40.0%	363 23.0%	142 14.4%	4550 43.8%
②従来どおり、市町村教育委員会だけが公表できるようにし、都道府県教育委員会は公表できないようにする	26 55.3%	1433 85.0%	14 31.1%	1148 72.6%	798 81.0%	5061 48.8%
③その他	8 17.0%	52 3.1%	13 28.9%	63 4.0%	33 3.4%	502 4.8%
無回答	- -	5 0.3%	- -	7 0.4%	12 1.2%	264 2.5%
合計	47 100.0%	1685 100.0%	45 100.0%	1581 100.0%	985 100.0%	10377 100.0%

（「③その他」の主な記述）

- ・公表できるようにする場合は公表に当たってのガイドラインを示す必要がある。
- ・市町村教育委員会の同意があれば公表できることとする。
- ・市町村自らが原則公表する仕組みとする。
- ・国が公表するかしないかの統一的な方針を示す。
- ・国が公表する。
- ・首長も公表できるようにする。または、首長と教育委員会が協議して決定する。
- ・市町村の結果は公表しないこととする。

2(1) 1の質問で①(市町村教育委員会だけでなく、都道府県教育委員会も公表できるようにする)と回答した理由(複数回答)

	教育委員会		都道府県知事	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村				
①全国学力・学習状況調査も定着してきており、自治体の判断に任せた方がよい	9 69.2%	65 33.3%	11 61.1%	130 35.8%	61 43.0%	836 18.4%
②都道府県教育委員会は、都道府県内の教育について一定の役割と責任を有している	12 92.3%	157 80.5%	16 88.9%	275 75.8%	100 70.4%	2428 53.4%
③同じ都道府県内で市町村ごとに公表の有無や方法が違つと、都道府県内の状況が分かりづらい	7 53.8%	108 55.4%	10 55.6%	189 52.1%	85 59.9%	3014 66.2%
④その他	1 7.7%	7 3.6%	3 16.7%	16 4.4%	1 0.7%	62 1.4%
無回答	-	4 2.1%	-	10 2.8%	2 1.4%	257 5.6%
合計	13 100.0%	195 100.0%	18 100.0%	363 100.0%	142 100.0%	4550 100.0%

※1の質問で①と回答した票を母集団とする

(「③その他」の主な記述)

- ・既に県の独自調査で市町村の結果が公表されている。

2(2) 都道府県教育委員会が市町村の結果を公表する際に気を付けた方がよいこと(複数回答)

	教育委員会		都道府県知事	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村				
①提供された結果だけではなく、分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すことが必要である	12 92.3%	138 70.8%	15 83.3%	269 74.1%	107 75.4%	3273 71.9%
②調査結果は、学力の特定の一部分や学校の教育活動の一側面であることを説明することが必要である	13 100.0%	152 77.9%	14 77.8%	239 65.8%	105 73.9%	1652 36.6%
③学校が1校のみの市町村については配慮が必要である	12 92.3%	124 63.6%	9 50.0%	168 46.3%	78 54.9%	1621 35.6%
④その他	3 23.1%	8 4.1%	3 16.7%	15 4.1%	-	48 1.1%
無回答	-	10 5.1%	1 5.6%	27 7.4%	8 5.6%	523 11.5%
合計	13 100.0%	195 100.0%	18 100.0%	363 100.0%	142 100.0%	4550 100.0%

※1の質問で①と回答した票を母集団とする

(「③その他」の主な記述)

- ・市町村教育委員会の同意が必要。
- ・2校以下の学校数の市町村については配慮が必要。
- ・伸び率を示す。

3 1の質問で②と回答した理由（複数回答）

	教育委員会		都道府県	市町村長	学校	保護者
	都道府県	市町村	知事			
①地域の序列化につながる	17 65.4%	1280 89.3%	8 57.1%	983 85.6%	687 86.1%	2657 52.5%
②市町村が全国学力・学習状況調査偏重になり、学校で調査対策に偏った授業が行われる	10 38.5%	820 57.2%	5 35.7%	662 57.7%	508 63.7%	3132 61.9%
③その他	14 53.8%	160 11.2%	8 57.1%	119 10.4%	57 7.1%	209 4.1%
無回答	- -	2 0.1%	- -	9 0.8%	3 0.4%	111 2.2%
合計	26 100.0%	1433 100.0%	14 100.0%	1148 100.0%	798 100.0%	5061 100.0%

※1の質問で②と回答した票を母集団とする

（「③その他」の主な記述）

- ・学校の設置管理者である市町村教育委員会の判断とすることが適当。
- ・市町村によって状況（人口、予算、家庭環境等）が異なるため、一概に比較できない。
- ・地域の実情に応じて市町村が判断すべき。
- ・市町村の参加が得られなくなる可能性があり、悉皆調査の意義が損なわれるおそれがある。
- ・学校数が少ない市町村は学校の結果が特定されるおそれがある。また、その学校が小規模の場合は児童生徒の結果が特定されるおそれがある。
- ・保護者や地域が学力偏重・調査偏重になる。また、一部の教科の一部の範囲の結果のみによって地域の学力が評価されるおそれがある。
- ・学校や地域に対する偏見につながる。

4 仮に平成26年度の全国学力・学習状況調査において、都道府県教育委員会も市町村の結果を公表できるようにした場合、調査に参加することに支障はありますか（市町村教育委員会のみへの質問）

	市町村教育委員会
①支障がある	387 23.0%
②支障はない	354 21.0%
③現時点では分からない	801 47.5%
無回答	143 8.5%
合計	1685 100.0%

（「①支障がある」と回答した主な理由）

- ・序列化や過度な競争につながる。
- ・調査偏重または順位偏重になる。
- ・学校数が少ない市町村の結果の取扱いに懸念がある。
- ・都道府県の公表の仕方が分からない。
- ・市町村によって状況（人口、予算、家庭環境等）が異なるため、一概に比較できない。
- ・学校の設置管理者である市町村教育委員会の意向が反映されない。市町村の責任で実施したい。
- ・児童生徒の転出につながる。